

個人事業主や会社役員のみなさんを応援する国の退職金制度！！

小規模企業共済

経営者にも退職金を！！

小規模企業の個人事業主または会社等の役員の方が事業をやめられたり退職された場合に、生活の安定や事業の再建を図る為の資金をあらかじめ準備しておく共済制度で、いわば経営者の退職金制度といえるものです。

◆ 国がつくった共済制度だから安心・確実です。

◆ 節税面で大きなメリットがあります。

▶ 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。(1年以内の前納掛金も同様です。)

所得税の確定申告書(B様式の例)

所得から差し引かれる金額	被扶養者数	区画買付等	社会保険料控除	小規模企業共済掛金控除	生命保険料控除	損害保険料控除	寄付金控除	寄附、事業費控除	支給料、賃貸料控除	配偶者控除	配偶者特別控除	扶養控除	基礎控除
1	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8	8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9	9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11	11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12	12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
13	13	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14	14	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
15	15	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
16	16	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
17	17	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
18	18	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
19	19	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
20	20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
21	21	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
22	22	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
23	23	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
24	24	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
25	25	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
26	26	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
27	27	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
28	28	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
29	29	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
30	30	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
31	31	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
32	32	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
33	33	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
34	34	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
35	35	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
36	36	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
37	37	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
38	38	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39	39	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
40	40	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
41	41	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
42	42	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
43	43	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
44	44	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
45	45	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
46	46	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47	47	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48	48	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
49	49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51	51	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
52	52	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
53	53	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
54	54	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
55	55	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
56	56	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
57	57	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
58	58	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
59	59	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
60	60	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
61	61	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
62	62	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
63	63	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
64	64	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
65	65	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
66	66	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
67	67	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
68	68	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
69	69	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
70	70	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
71	71	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
72	72	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
73	73	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
74	74	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
75	75	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
76	76	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
77	77	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
78	78	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
79	79	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
80	80	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
81	81	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
82	82	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
83	83	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
84	84	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
85	85	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
86	86	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
87	87	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
88	88	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
89	89	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
90	90	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
91	91	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
92	92	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
93	93	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
94	94	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
95	95	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
96	96	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
97	97	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
98	98	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
99	99	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
100	100	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

掛金年額48万円(4万×12)

■掛金全額所得控除！！



● 共済金の受取り方が選べます。

共済金の受取方法は一括、分割(10年、15年)または一括と分割の併用のいずれかを選択できます。

共済金は退職所得扱い(一括受取り)または公的年金の雑所得扱い(分割受取り)

● 加入できる方

常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業では5人以下)の個人事業主及び会社の役員

事業に従事する組合員が20人以下の企業組合の役員

常時使用する従業員が20人以下の協業組合の役員

常時使用する従業員が20人以下であって、農業の経営を主として行っている農事組合法人の役員

■ 詳しくは事務局までお問い合わせ下さい。TEL044-862-8685